

② 公的年金等の所得があった方
公的年金等は雑所得として申告の対象になりません

* 収入(所得)がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶養になつていない方は申告をしてください。
* 税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

〈申告に必要なもの〉

- ① 申告書(送付されたもの)
- ② 印鑑
- ③ 給与所得者は源泉徴収票または給与支払明細書
- ④ 社会保険料(国民年金保険料、国民健康保険など)、生命保険料や地震保険料などの支払額の証明書
- ⑤ 医療費控除を受ける方は医療費の領収書など
- ⑥ 障害者控除を受ける方は障害者手帳など
- ⑦ その他、申告に必要な関係書類

申告する必要のない方

- ① 税務署へ確定申告書を提出する方
 - ② 給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
- ※ 申告書が届いていない方でも、前述の「申告が必要な方」に該当する場合は必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

所得税の確定申告



2/16～3/16まで
上尾税務署で受付

▼ 受付場所 上尾税務署

▼ 受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)まで(土・日曜は除く)

ただし、2月22日(日)および3月1日(日)に限り、申告書用紙の配布、申告相談および申告書の收受等の受付を行います。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。
(現金納付の窓口業務は行いません。)

申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類は、ご自分で作成し郵送等で提出していただく「自書申告」、または、インターネットによる電子申告(e-Tax)を推奨しています。

ますので、ご協力をお願いします。

● 白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある人は、必ず収支内訳書を添付してください。

● 土地、建物等を買った場合の譲渡所得、贈与税および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。
※ 国税電子申告(e-Tax)では、インターネットを利用して申告、申請、届出等を行うことができます。詳しくは、左記のホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>
所得税の申告等問合せ・申告書郵送先 「上尾税務署」〒362-8504 上尾市大字西門前577 (申告案内窓口) ☎770-1800 自動音声案内

青色申告納税相談日

日程 2月20日(金)・3月6日(金)
受付時間 9時30分～12時、13時30分～15時30分
場所 商工会館
内容 納税相談(申告書受理)
☎ 伊奈町商工会 ☎722-3751

住民税の住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン控除

毎年申告が必要



住宅をローンで購入した方で、次に掲げる要件をすべて満たした場合には、住民税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)を受けることができます。該当する方は、「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要です。

提出しない納税者用」
② 源泉徴収票(平成20年分、コピー不可)

● 確定申告をする方は、次の書類を確定申告書とともに税務署へ提出
① 「住宅借入金等特別税額控除申告書(所得税の確定申告書を提出する納税者用)」

※ 町・県民税の申告受付日程にご協力ください。

【申告期限】
3月16日(月)まで

【制度適用期間】
平成20年度～28年度分の住民税に適用されます。

※ 該当する方は毎年申告が必要
要です。
・ 申告書は、税務課窓口で配布するほか、町ホームページから様式をダウンロードできます。(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書提出しない納税者用)、「所得税の確定申告書」の2種類あり、該当する様式をご利用ください。
<http://www.town.saitama-inai.jp>(町ホームページ)

③ 税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した方
【申告方法】
● 給与所得者で確定申告をしない方は、次の書類を伊奈町役場税務課へ提出

① 「住宅借入金等特別税額控除申告書(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を出さない納税者用)」

② 「住宅借入金等特別税額控除申告書(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を出さない納税者用)」